

## 第6回 魚沼市子ども・子育て会議 会議録

1. 日時	平成26年8月20日(水) 13:30~15:45					
2. 会場	魚沼市役所 小出庁舎3階 302会議室					
3. 出席者 (敬称略)	魚沼市子ども・子育て会議					
	役職	氏名	出欠	役職	氏名	出欠
	会長	中山 節子	○	委員	山本 都子	○
	副会長	坂大 優	○	〃	羽鳥 敦子	×
	委員	高橋 麻衣子	○	〃	星 弘子	○
	〃	長谷部チエミ	○	〃	星 智裕	×
	〃	小幡 賢之	○	〃	星 春子	○
	〃	小林 栄一	×	〃	上重 礼子	○
	〃	今井 久子	×	〃	星 麻衣	×
	〃	浅井 和代	○			
魚 沼 市						
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">魚沼市子ども・子育て会議庁内検討メンバー</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康課健康増進室：磯部 篤子（係長） 高橋 千鳥（主任保健師）</li> <li>・子ども課子育て支援センター：森山 強（センター長）</li> </ul>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">魚沼市子ども・子育て会議事務局（教育委員会）</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会：森山 正昭（次長）</li> <li>・子ども課：高橋 和代（課長） 戸田千穂子（係長） 瀬沼 潤子（主任） 吉田 浩（主任） 今村 友（主任） 星野佐公子（主任管理栄養士）</li> </ul>						
4. 配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次第</li> <li>(2) 資料1 基本理念、計画の方向性(案)について（事前配布）</li> <li>(3) 資料2 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（素案）について（事前配布）</li> <li>(4) 資料3 保育の必要性について（事前配布）</li> <li>(5) 第8章 母子保健計画 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</li> </ul>					

5. 議事詳細 事務局	～配布資料の確認～
高橋課長	<p>皆さんこんにちは。ご案内の時間になりましたので、只今から第6回目の子ども・子育て会議を開催します。本日は皆様お忙しいところ、また暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議の出席状況ですが、5人の委員から欠席ということでご連絡をいただいておりますが、半数以上の委員の方のご出席がございますので、本会議は有効に成立してまいりますことをご報告いたします。</p> <p>毎回のこととなりますが、本会議につきましては、会議内容を録音させていただきますので、予めご了承くださいと思います。</p> <p>それでは、ここで今回初めてご出席いただく委員の方をご紹介します。小学生の保護者代表としてご参加いただきます小幡賢之さんです。では小幡委員から一言自己紹介をお願いいたします。</p>
小幡委員	<p>只今ご紹介いただきました。井口小学校PTAからきました小幡と申します。よろしくお願いいたします。</p>
高橋課長	<p>よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>では先程、事務局の方から配布資料の確認をさせていただきましたので、この後、会長のごあいさつをいただいた後、議事の進行は会長よりよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>本日の会議の終了時刻の予定は16時頃を目途にと予定しておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは皆さん改めましてこんにちは。今日も暑いですね。にもかかわらず、こうやってたくさんの皆さんからお集まりいただきました。大変ありがとうございます。今日の配布資料の説明が先程ありましたが、この資料に計画の素案というのが出てきました。これを見ると、今まで会を重ねて話し合ってきた足跡が見えたようなそんな気がしてとても嬉しくなります。先回も熱い議論をしていただいたわけですが、その議論の中で感じたのは、やはりそれぞれ具体的な方策や何かは異なるものをお持ちだと思いますけれども、同じ方向で子ども達を良くしたいという想いは同じなのだということ強く感じています。</p> <p>今日もまた忌憚のないご意見をいただきまして、この計画がより精度の高いものになるようにご協力いただきたいと思います。今日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第3の議事に入ります。(1)魚沼市子ども・子育て支援事業計画についてです。まず①の基本理念についてですけれども、事務局から先回の会議を踏まえての改正案の説明をお願いします。</p>

事務局	～資料1により説明～
会長	はい、それでは今の事務局の説明について、質問それから意見等ありましたらお聞かせ下さい。 皆さんいかがでしょうか。この事務局の提案でよろしいでしょうか。 はい、「ええ」と頷いてくださっている方がたくさんいらっしゃいますが、ご意見よろしいですか。 はい、それでは他にないようでしたら計画の基本理念については改定案のとおりということで進めさせていただきたいと思います。 それでは引き続き事務局から(1)の②に移ります。事業計画について事務局から説明をお願いします。
事務局	～資料2により説明～
会長	説明ありがとうございました。 今は、議事の1の母子保健計画の前までということになりますが、今のご説明を踏まえて質問、意見等ありましたらお願いします。
副会長	では、8ページ目の、計画の評価検証というところで少し教えていただきたいのですが、こちらの方の二行目に各年度において「魚沼市子ども・子育て会議」で点検、評価ということで、決定しておれば教えていただきたいんですけど、どのような形で評価、検証するのか、またこの子ども・子育て会議というのが、27年の3月31日で一応任期が終わると思うんですけど、その後、同じような形で毎年度評価をするのか、評価についても年1回なのか2回なのかそういった部分が決まっておれば教えていただきたいのですが。
事務局	すみません、今ほどのご質問ですが、評価の仕方等につきましては細かい部分まではまだ決定はしてございません。 ただこの計画の中で目標数値等の記載をさせていただいておりますので、それと実績がどうであったか、例えば数字と目標と実績が乖離しているようであればその原因は何なのかというようなところを事務局で分析をし、またそういったものを子ども・子育て会議の委員の皆さんからご意見をいただきながら、評価の方を作り上げていくというような形を考えてございます。
事務局	副会長からご質問のあった子ども・子育て会議についてですけれども、皆様の委嘱状の方には平成27年3月31日までと記載させていただいておりますが、この会議自体につきましては、国の法律が変わらないかぎり、今のところ継続すると

	<p>いう予定であります。</p> <p>昨年魚沼市でこの会議の条例を作った時に委員については2年の任期ということで決めさせていただいております。ただ初年度、皆様1期の委員さんでいらっしゃいますが、始まったのは昨年11月からだったと思いますが、初年度につきましては2年には満たないのですが、特例として、今年度の3月31日までということにさせていただいております。新年度以降につきましては、改めて委員の委嘱をお願いする予定であります。以上です。</p>
会 長	<p>では、今のご説明でよろしいでしょうか。</p> <p>その他にありませんか。どうぞ。</p>
委 員	<p>こちらにある資料の数値を見させていただきまして、確かに少子化が進んでいる、どんどん先細りになっていくということが受けて取れます。</p> <p>この子ども・子育て計画はそれを改善するためのものだと私は思うのですが、例えば、じゃあそれに対して、箱物、放課後児童クラブをもう少し充実させて大きくしたいとか、そういった要望などが出た場合、市としては対応というのはどんなふう考えておるか、もしくは、この会議というのはそういうものを作る要望を出すような会議ではないのか、その辺をお聞きしたいなと思うんですけども。</p>
会 長	<p>これは事務局の方でお願いします。</p>
事務局	<p>この会議の中でいろいろなご意見をいただくことは、非常にそれは歓迎すべきことだと思います。それを対応するかどうかというような部分はその次のステップになるかと思いますが、いろいろなご意見をおっしゃっていただきたいというふうに思っております。</p> <p>ただ、会議として要望を、例えば市にあげるというような形は少し違和感があるかなというふうに思っております。</p> <p>この会議は、調査審議をして、その審議をした内容を市長に報告するということになりますので、例えばA地区の学童保育の施設が足りなのではないかっていうようなところをおっしゃりたいとして、市長に報告するという部分についてはあってもいいのではと考えております。</p>
委 員	<p>教育委員会にあげるのか、それとも市にあげるのかっていうことで、この子ども会議というのが、少々色合いが変わってくるような感じがするんですけども。</p> <p>というのは例えば私は井口小学校の事で携わっているのでそういったことでリアルタイムに入っていますけれども、要望を出す場合に、PTA という名前を使いたいですけども、PTA の T の字、つまり、先生が入ってしまうと、教育委員会を飛び越して市に、市や議会に出す事ができないということが、わかったんですけどね。</p>

事務局	<p>となると、要望が出た場合に預かり場所というのは教育委員会なのか、もしくは市なのかという、基本は国の法律からこういうことをしようっていうことで始めたと思うのですが、分る範囲でいいので、ちょっと教えていただきたいなと思います。</p> <p>はい、今日お配りした資料2の7ページのところをご覧いただきたいと思いますが、こちらは計画の策定のイメージした図になっておりますが、私たち教育委員会の部局というのが、その内容によって、市長が決定する場合や、教育委員会だけでというものもあります。</p> <p>その中でご質問の要望書ということであれば、保育教育に関するものであれば最初は教育委員会にあげていただき、またその内容によっては、例えばその宛先が市長名になっていないものであったとしても、その内容により市長に見てもらわなければならないもの、また、決定を仰がなければいけないというものは、市長にも送りますし、また宛名を連名で書いていただくとか、同じもの別々に出していただくとか方法はその時々、ケースにより異なります。</p>
会長	<p>今、具体的に日々お考えの事を出していただいたわけですが、そういったことも含めて今この大きな総論と各論ということで、その基になるものを話しておりますので、その辺をまた思い浮かべながら、これを見ていただくことが大切だと思います。ありがとうございました。</p> <p>他にご意見ありませんか。何回か議論を重ねてきたものの集約ということですので、皆さんもお配りいただいた資料に目を通していただいたということで進めさせていただいてもよろしいですか。</p> <p>それでは総論とそれから各論の母子計画の前までについては提案どおりということでもよろしいでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>総論の所に「保育所」とあるのですが、以前「保育園」に揃えましようと思ったのですが、ここにいくつか「保育所」と2ページ、3ページに出てきますので、揃えた方がいいですかね。</p>
事務局	<p>児童福祉法の中では保育所というのが正式な名称になっております。ただ通称として何々保育園というような言い方をすることがあります。魚沼市については保育園で統一しております。</p> <p>ですので、この中の書き方で、法律部分で書かなければならないところについては「保育所」という言葉がそのまま残る場合もあります。ただ、表記については今のところに限らず、字句全般について見直していきたいと思っております。ありがとうございました。</p>

会 長	それでは、その他ありませんか。
副会長	<p>26ページからの表の部分で、無回答や不明という部分については下段の方に持ってくるのがいいのかなと思いました。これでよければこれで結構ですし、直す必要があったら直していただければありがたいと思います。</p> <p>58ページ目の上段から四行目のところで、教育・保育提供区域のところでは括弧が二つあるんですけど、ここは一つでもいいのかなと思いました。61、62ページ、他の所もあると思いますが、この計画が27年から施行させると思うのですが、平成26年度の所が見込という表記でいいのかどうなのかも含めて、お答えしていただかなくても結構なので、整理をしていただければありがたいと思います。</p>
会 長	事務局の方で何か回答があればお話し下さい。
事務局	<p>はい。ご指摘いただきましてありがとうございます。</p> <p>再度事務局の中でも精査をして、どのようにするかという部分については検討した上で次回の会議にご提案をさせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他ありませんか。細かいところでも結構です。これから見る視点になっていきますので、ぜひご意見いただきたいと思いますが。</p>
委 員	84ページに構成が載っていますが、委員の部会名が違っていますので修正よろしくをお願いします。
事務局	大変申し訳ありませんでした。再度確認をして必要な修正をさせていただきます。
会 長	<p>お名前が間違っているとか、所属が違ふとかっていうことがありましたら、これはなかなか気づきにくい所ですので、ご本人から言っていただくといいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ではまた何かお気づきのことがありましたらできるだけ早く事務局の方にご連絡いただきたいと思います。</p> <p>どうぞ。</p>
委 員	65ページの下の方の現在の実施状況・課題というところに、『堀之内子育て支援センターでの一時預かりは、平成27年度中の施設廃止に伴い、各保育園へ機能を移転する予定です。』と書いてありますが、今、ほとんど3歳以上は義務教育化

のごとく、保育園なり幼稚園に行っているのですが、この一時預かり的には、3歳以上もあるでしょうけれども、実際は0から2歳が多いかなということが私は考えられます。その時に、保育園にそれが移った時に、実際保育園に入っている0から2歳の子たちの中のその時の年齢の子がその部屋に行くのかなあと思うのですが、その時にはどういう状況になるかというのを想像すると、その日の健康状態だったり、機嫌だったり、その日々をその集団でやっている中に、初めてとか二度目とかっていうお子さんが一時預かりで、それも時間帯が、半日いるのか、1時間いるのか、1日いるのかも様々だと思うのですが、それが起こった場合の子どもへの負担が私はとても大きいなあと感じたのですが、どういう状況が予想されるのかなというのと、保育園に入っている子どもたちへの負担と、もう一つは一時預かりで来た預けられるお子さんの負担はどうかなあということと、保育士さんが日常目一杯の人員でやっているのに、そこに、そういう状況が想定した時の負担は、想像ができるかなというので、どんな課題が出てくるのかなと思います。

そんなところを疑問に思いました。

会 長

では、関連してお願いします。

委 員

市の方でお答えになる前に、今までの状態を少しお話ししたいと思いますが、一時保育については、私たちも、もう20年以上もやっているわけですが、一時預かりについては、今までの状況ですと0から2歳は少ないです。

0、1、2歳が多いとお考えかなと思うのですが、むしろ3歳以上の一時預かりの方が多いです。現状的には。

それから、時間も日にちも、依頼者に、100%合わせる事ができております。

それと、定員割れという状態が、私立の方は保育士の方が多くおりますので、全部定員割れです。70%しか充足率がないわけですから、目一杯の保育士でやっているという状況ではないと。これは公立の方は分かりませんが、私どもは大変空いております。

したがって、負担が有るか無いかということは、十分保護者の方も考えてお預けになると思いますので、本当にどうしようもなく預けることが一時預かりですので、もちろん負担のないように現場ではやります。

それと状況的には、保育士の数は定員割れしておりますので、十分あるという状態、0、1歳は少ないということをお話しておきたいと思います。

公立の方はどうでしょうか。

会 長

公立の方の状況をお話し下さい。

委 員

はい。堀之内の支援センターの今後に伴い、私たちもどういうふうに見るのか、別の部屋もあるわけでもないのですが、一緒に見るのか、例えば別の部屋で見る

	<p>のか、別の人が特別に1対1で専門に見るのかとか、そういうことをこれから話し合わなきゃいけないという話が出ていますが。</p> <p>確かに、一時保育、産休ではなくて、2人目を産むから見てくださって、3歳、4歳の人もいることはありますね、そうするとやっぱり部屋の中には入っていただけますけど、他の園のことは分かりませんが、一時保育の0歳はあまりいないかなという感じはしますが。</p> <p>保育士は、公立の場合は余裕はありません。</p> <p>部屋の余裕もなかなかありません。その中でどうやって一時保育が来たとき見なきゃいけないかっていうのは、これから4月までの課題だと公立保育園では認識はあると思います。</p> <p>定員は割れている園の方が多いですけど、割れていれば割れているなりの保育士の配置なので、余裕という感じではないのかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ここは、現在の実施状況、そして課題ということで書いてあるわけですが、今のお話を受けて、この文章はその現実と全くそぐわないのか、今のお話の流れから言うと、原文でいいのかということになりますが、この文章そのものが課題としてまた保育士確保が課題となっているというようなことや施設等についても言及しているわけですが、いかがでしょうか。特に離れていなければこのまま、この文章表現で、課題ということですから今後また検討することが必要となる場合もあるかと思うのですが、いかがですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>私立、市立の保育園さんの一時預かり事業でやっているのはきっとそうなのかなというふうにしますが、この堀之内の支援センターでやっている一時預かりは、保育所とは同じ様だけど違うというか。お母さんが受診をしたいとか、買い物に行きたいとか、上のお子さんが、病院に受診したいから下のお子さんを預けるとか、理由は様々あるのですけれども、そういった、本当にちょっと預かって欲しいという、一時預かりという意味と、その一時預かり事業というのはきっと今、先生方がおっしゃってくれたようなことなのでしょうけど、私が言っている一時預かりの内容はそうではなくて、本当に日常生活の中でちょっと預かって欲しいという一時預かりの内容で質問しています。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。お願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>それについての答えですが、1時間でも2時間でもお受けしております。基本保育単価を25日で割って、8時間で割ってというような料金設定ですが、ちょっとの預かりでも、一日1時間でも2時間でも、病院やパーマ屋さんや別の行事で出席などでも受けておりますので、柔軟な対応は、私たちの保育園はやれておりますので、公立の方はそういう方は受けるのかどうかはまた。</p>

委員	<p>そういう、一時預かりというのは受けてはいません。</p> <p>例えばね、『病院に行くから預かってください』というような一時預かりとは少し異なるかもしれません。今後は自分が勉強するために4時間お願いしますとか、そういうケースがどんどん来ることになることになるのかもしれないね。</p>
会長	<p>今65ページの8番「一時預かり事業」の表記等についての話し合いをしているわけですが、今、様々な現状を話していただきましてありがとうございます。私たちも認識が深まりました。</p> <p>そこで、ここで一時預かり事業のこの詳しい説明が書いてありますけど、保育園での一時保育とか、幼稚園での預かり保育とか、こういった限定された状況の中での言及かと思いますが、ここについては、表記についてはこれでよろしいでしょうか。</p> <p>現状があり課題もありますと、その課題は保育士の確保の問題、それから施設設備、職員配置等というようなことをも掲げてあるわけですが、内容的にはこれでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>私たち委員の任期が27年3月31日で終わり、そのまま同じ人がいくとか、継続するとか、交替するとかいろいろあるので、その辺がしっかりと繋がれば、どんな表記でも課題を改善して、子ども達が健やかにというところに繋がるのであれば、どうしてという意見はありません。</p>
会長	<p>はい、ではこの課題ということですので、また必要な状況の時に話し合うべき課題というふうに捉えてよろしいでしょうか、はい。</p> <p>ではこの件についてはご了解をいただいたということよろしいですか。</p> <p>では、他にありませんか。</p> <p>無いようでしたら、引き続き議事の(1)の④に移ります。同じく事業計画の第2部の中の、今度は母子保健計画についてです。この母子保健計画については、前回の会議で、子ども・子育て支援事業計画の第8章に一体的に策定するというご了解を得た部分ではあります。今回はその概要について健康増進室からの説明をお願いします。</p>
健康増進室	<p>～当日配布資料により説明～</p>
会長	<p>説明ありがとうございました。では、質問、ご意見等ありましたらお願いします。どうぞ。</p>
委員	<p>それでは、望ましい生活リズムについてですけれども、こちらの章には書いてお</p>

健康増進室	<p>りませんが、今、親側のニーズですね、延長保育とか延長した放課後クラブとかありますよね。夜遅い時間まで預かる事業との連携などはどういうふうに考えておるんでしょうか。</p> <p>先程、話をさせてもらったのですが、実は母子保健の考えている範囲が0歳から保育園に入るまでのところなのです。</p> <p>0歳でも入ってらっしゃる方はいますが、保育園、学童保育となるとそこまで私どもの方もまだ考えていませんでした。</p> <p>生活リズムを整えてくださいという話は、例えば1歳半健診だとか3歳児健診だとかでお話させていただいている部分なので、そこで、その後、保育園で延長したということで生活リズムが崩れるということを懸念してってことですよ。</p>
委 員	<p>両方必要なことであって、親側としてはやっぱり遅い時間まで見てもらいたいですけれども、それをやることによって子どもさんの生活のリズムがちょっと変わってくるという現状もありますし、当然それは各家庭、家族で管理すべきものだと思うんですけども。例えば、ここにこの生活リズムというものがあるのであれば、具体的に何時に寝ましょうとか当然出てくると思うんですけども。モデル的なものを出してもらった方が良いのではないかと思いますし、食事についてもいろいろあると思いますが。</p> <p>よい案をお願いしたいなと思ひまして。</p>
健康増進室	<p>そうですね、私どもが推奨しているのは、時間を細かくというと難しいんですけども、早寝早起きで一定のリズム。ご家庭によっては仕方なく11時に眠るお子さんもいるかもしれませんけれども、9時には就寝というのをモデルケースとして、10時になってしまったとしても、それをきちっと10時にしていただければ、次の日の朝起きる時間もまた同じでとありますし、食事は3回必ず食べましょう、朝食を抜かずに保育園に行きましょうというようなお話はさせていただいています。</p> <p>そのあたりをもう少し詳しく入っていた方がよいというご意見でしょうか。</p>
委 員	<p>はい、これからのことだと思いますが。</p>
健康増進室	<p>はい、わかりました。1の現状と課題の中ほどですね、早寝・早起きの生活リズムや、3回の食事、歯みがきなどの生活習慣に関する意識ということで、健診等やいろいろな教室のところでお話をさせていただいております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか、はい。</p> <p>その他ありませんか。</p>

<p>委員</p>	<p>『健やかな成長発達に必要な子育てに関する学習機会がある』を、『相談体制がある』と直されたということは何か事情があるのでしょうかけれども、私は学習機会があるというのは良かったというのが実感で、子育てしてお母さんと接していると本当に生活リズムはどのようにとっていいのかとか、どういうことなのかというのが、頭ではわかっているけど、実際どうしたらいいかわからないケースがあり、生活習慣を一つ一つ丁寧にお子様に伝授していただくというのも子育ての重要な柱なのですが、そのことに気づいていなくて、泣いたらどうしようとか、目先というか、そのところにとっても悩みを持っていたりするので、相談体制というのは今までもあったし、今もこれからもきっとされていくのでしょうかから、それとても大切で継続は必要だと思うのですがけれども、実際にその文章で読むとか、言われたとかって言っても、頭じゃ分っているけど実際自分の、子育てに生かせないという意味がなく、子どもさんは結局実際に見たり聞いたりしていないから保育園に行って戸惑って、何のこと言っているやらわからないという戸惑いが生じていたりするので、学習機会があるというのは母子健康保健の中で、もし無理なら別のところでも、子育ての伝授というか、本当は三番目の子を育てるのを上の子が見てということが昔はあったのだけど、今はほんと一人っ子、二人っ子になってきて、それが不可能な現状があるので、この学習の機会を何とか実際に活かせるような子育ての伝授のようなことが、入ることを活かしていただければなあと切望いたします。</p>
<p>健康増進室</p>	<p>そのとおりで、私どもも悩んだところです。それを相談というのか学習というのか、教室を開いて来て下さる方というのはやはり意識の高い方であって、目の前で止まっていてどうしようもできないという方は、まずは相談からなんですね。それで、私どもが「学習機会」と書いてみたもののまずは相談をしていただいて、そこで1対1でお話をし、そこで気にかかるお母さん方は保健師が今までも関わってまいりましたし、そういう意味で学習には少し早いかなということころです。</p> <p>学習機会というのは本当に必要だとは思っておりますが、そこへたどり着く一歩手前からなのかなということで、「相談体制」にしてみたのですが、またこちらの方も検討させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、今のことに係わって、私も1つ質問させていただきます。トップページの現状と課題の下の2番の活動目標がありますけれども、この主体は誰なのかなというところ。今「相談体制」と「学習の機会」ということでしたが、例えば一番下の対象の人たちが出産を迎えることができる、自分の立場でこういうものがあるというふうな形で読んでいくと、「母性・父性の育成を図る」というと、これは本人の立場なのか、行政の立場なのか、この活動の目標というのは誰の目標なのかということを教えていただきたいと思います。</p>

健康増進室	はい、おっしゃるとおりです。1から4は主体がお母さん、子どもで、その方たちがそこへ行けるように私たちがどのようにできるのかという活動目標という意味だったのですけれども、5番につきましては、うちに足りないものということで後から足してしまったので、主体が魚沼市ということになってしまっているの、こちら検討して、主体をお母さんたちにするのか、市にするのかというところで、目線を変えていきたいと思います。
会 長	ありがとうございます。そういったことで整理していただくと、学習機会と相談体制というのはおそらく事業の中で内容は満たされているように受け止めていますが、見方の問題も出てくるのかなというように感じていますのでお願いいたします。
委 員	私もこれを見た時に「学習機会」は新鮮な言葉だと思いました。相談体制というのは当然あることですが、「学習の機会」は学べるチャンスがあるんだと新鮮に感じました。でも相談体制と直されて、それもそうかなと思いました。
健康増進室	また持ち帰って相談させていただきます。「学習機会」はいい言葉だということが、今わかりました。ありがとうございます。
会 長	ありがとうございます。 その他ありませんか。どうぞ。
委 員	3ページの(4)の妊産婦・新生児訪問事業でお願いなのですが、今後の方向性・施策というあたりで、第1子については母親の不安も大きいためということで目標が書いてあるのですが、実は第2子、第3子も環境が変わって、不安なりいろいろ問題も多いので、ぜひここも目標を挙げて計画して欲しいなと思います。私も3子まで利用させてもらったのですが、大変ありがたかったです。お願いします。
健康増進室	はい、ありがとうございます。第2、3子になると、申し込んでくださらない方がいらっしやったり、電話を掛けても「いいです」と言われたりすることがあったりするのですが、受けていないわけではないので。では、目標値をはっきり出した方がいいってことですよ。
委 員	『第1子については』としか書いていないので、第2子、第3子のこともやっているよってということも出してもらいたいと思います。状況によっては目標もぜひ設定していただけるとありがたいです。
健康増進室	はい、ではまた実績を見たりしながら記述していきます。

会 長	他にご意見ありませんか。
副会長	(4) も合わせて、私も質問させていただきたかったのは、量の見込みの中で、95%、98%ということで、言える範囲内で結構ですけど、量の見込みで、その世帯で何かしらの問題があって100%という数字ができないのでしょうかね。
健康増進室	家庭に問題があるということよりも、今、里帰り出産のため連絡が遅くなって行けないというような理由で、実績は90%位なのです。それを最初から100にするのは難しいのではという考えです。
副会長	計画や目標で『100%を目指します』ということで記載がありますよね。ただ量の見込みの中で、100%を言い切る理由が何かしらあるのかなと思って質問させていただいたのと、(5)と(6)の確保の内容というところで、『申請に対し、適切に助成をする。』というところは、少々当たり前の文言なので、私としてはこの文言はなくても計画の中で十分可能かなと思って見させていただきました。以上です。
会 長	事務局、今のことについてよろしいでしょうか。 はい、ここまでのところでご質問は他にないでしょうか。よろしいですか。 それでは、ここで休憩をとりたいと思います。  ～休憩～
会 長	それでは、後半の話し合いに移りたいと思います。 次は(2)番の子ども・子育て新制度に係る各種基準等についてということで、各種基準についての説明をお願いします。
事務局	～資料により説明～
会 長	はい、前回の会議で提案のあったこの三つの基準についてですが、質問、意見等がありましたらお聞かせください。どうぞ。
委 員	学童の資料3-3ですけども、設備の基準において、『専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない』とありますが、今度、改正されまして6年生まで預かっていただけということですけども、これは今までの4年生までから、6年生まで対応に改正という中で、数字は変更になっているのでしょうか。

会 長	事務局お願いします。
事務局	この1.65㎡の数字については、今回示された国の厚生労働省令、それから今まで運用してきたのはガイドラインという形で運用してきているのですが、その数字につきましては変更がなく引き続き1.65㎡というのが数字としてあがってきているものであります。
委 員	それですね、例えば、こちらの基準に満たない施設であれば、やはり定員を設けるとかそういったようなことになるのでしょうか。
事務局	はい、今までのガイドラインですと、おおむね1.65㎡以上が望ましいというような形でしたので強制力はなかったのですが、今回のこの基準、魚沼市として条例として整備するわけですので、ここにも記述としてはおおむねという表現は付いておりますけれども、1.65を少なくとも確保していくということは、市としては求めていく形になっていこうかと思えますし、市が整備する放課後児童クラブについては、これ以上になるように定員を定めていくというように考えております。
委 員	はい、体格が1年生と6年生ではまるで違う中で、1.65という数字が出ていまして、定員と言っても6年生が多ければやはり狭く感じると思うし、低学年ばかりであれば広く感じると思います。そちらの方の調査をできれば実施するようにしてもらいたいなと思います。
事務局	はい、ありがとうございます。現在、施設面積と定員の関係については、あらかじめ数字で割りかえして、常に確認をしながら運営をしているところでありますが、これまで以上にそういった部分に気をつけながら取り組んでいきたいと思えます。 ただ、1.65で定員いっぱい切っていくとおそらく非常に込み合った状態で、とても生活できるスペースにならないと思っておりますので、これはもう最低基準ということで理解しております、児童の生活環境が良くなるようにということについては十分配慮しながら進めてまいりたいと思えます。 布団を敷くスペースが最低でも1.65ということで、国の方ではそのように考えて1.65という数字を出してきているようであります。
会 長	よろしいでしょうか。はい、その他質問、ご意見等ありませんか。お願いします。
委 員	3-3の学童保育の5ページの一番上に、一つの学童保育は40人以下とありますが、少ないほど私はいいかなあと思えます。安全確保を目的にする学童保育にす

	<p>るのか、子どもが育つというところを目標するのかにすると、実際私も時々お仕事させていただいているので、20人ぐらいが一番子どもの話が聞けたり、対応ができたり、見守りや指導というのでは、一番やりやすいのは20人程度が一番いいねという話をよく先生方としていたし、私自身も感じています。</p> <p>これをどうするという意見ではなくって、平米の話と同じように、どこを目指すのかによって、その人数も内容も変わってくるのではと思います。</p>
事務局	<p>はい、先程の1.65と同じように、40人というのが最低基準、一つの支援の単位を構成するその集まりとしては40人を上限ということにしておりますので、それ以上にならないようにやっていくということになります。人数はできるだけ少ない方が目の行き届く部分があるというのはご指摘のとおりだと思いますので、職員体制も含めて、また現場の声を聞きながら、実際の運用については参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p> <p>では、このことについては、事務局からの提案どおりということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p> <p>では続きまして、議事の(2)の②の保育の必要性について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>～資料3により説明～</p>
会長	<p>ありがとうございました。そうしますと、話し合う優先順位ですが、一つ目は、事由のところについて。</p>
事務局	<p>事由の就労時間についてご検討ください。1か月当たり48時間以上64時間の時間内で定めるようになっていきますので、事務局の案としては、48時間から64時間の中で、一番下の48時間で就労の下限時間としたいと思っておりますが、皆さんの意見をお聞かせください。</p>
会長	<p>就労時間の下限というものを設けなければならない、また、48時間から64時間の間でその下限を決めなければならないということで、事務局の方としては『48時間でいかがでしょうか』ということですが、これについてご意見をお願いします。</p> <p>では、下限については皆さんこれでいいというふうにお考えでしょうかね。</p>
委員	<p>必ず48時間から64時間の中で決めなければいけないと、逆に言えば48時間を下げることは絶対できないわけですか。</p>

	<p>わかりました。</p> <p>だとすれば、支給認定の事由の中に、求職活動が含まれていますよね。であるとするれば、就労時間の下限が、48時間に、ここでは定められのかなあとは思いますが、求職活動は、実際には保育が必要と思われるわけですので、そのことは先程行政の方で言ったように、一律短時間利用者にした方がいいのかなというふうに考えます。</p>
会 長	<p>では皆さん、下限の方は48時間でいいということによろしいでしょうかね、はい。</p>
事務局	<p>48時間ですとその区分の方で、標準時間と短時間の規則に盛る表現の方ですけれども、1日11時間までの利用で一月当たり平均275時間という標準時間の表現と、短時間の方は一月当たり平均200時間という表現を規則に盛りたいと考えております。市町村によっては、平均とか曖昧な言葉ではなくて、212時間を超え292時間以下とか、下は最大212時間というように、きっちり決めているところもあるので、この表現について、その平均という、表現の仕方でいいかどうか、もっときっちりと時間を入れた方がよいのかどうかということでご意見をお願いいたします。</p>
会 長	<p>はい、この表現についてのご意見をお願いします。</p> <p>事務局としては、一月当たり平均275時間という表記でいいのではないかとということでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
会 長	<p>はい、いかがでしょう。お願いします。</p>
委 員	<p>どちらの方が利用しやすいかという観点から見ると、平均の方がなんとなく利用しやすいのかなというイメージはありますが。</p>
事務局	<p>そうですね。ご指摘のとおり平均という方が利用しやすいのではないかと考えて、提案させていただいております。</p>
会 長	<p>今の説明は、平均としたのは利用者の立場に立って、きっちり決めるよりは、この方が利用しやすいすいのではないという事務局の考えだということですが、いかがでしょう。この表記でよろしいでしょうか。</p> <p>ではこの表記については提案どおりということによろしいでしょうか。</p> <p>はい、その他決めるべきことはありませんでしょうか。</p>

事務局	<p>先程、委員からもお話していただきましたが、求職活動と育児休業取得中の継続利用の場合の時間について短時間という設定で統一をしていた方が、利用の際に、その人によって差を出さず、一律の利用の方がよろしいのではと考えております。先程の話のように求職活動はあくまでも仕事を探しているというところですし、育児休業中というのも赤ちゃんを産んでご家庭にいるわけですから、フルタイムでお仕事をされているわけではないので、できましたら、どちらかの時間で統一という形をさせていただきたいですし、原則、求職活動だとか、育休中のご利用されている方は、通常の8時間でお子さんをお迎えに来ている方がほとんどなので、ここはもう短時間利用ということで、きっちりと規則に盛った方がよいのではと考えておりますがいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>ご意見をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。そう思います。</p>
会 長	<p>頷いている方がいらっしゃいますが、それでよろしいですか。それでは、ここではそのような意見が多いということでご理解いただければと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。では、統一の方向で進めさせていただきます。</p> <p>ただ、国の改正が全然出てきていない部分も多いところなので、その改正によってもっと細かく時間を分けなくてはならないことも出てくるかと思っておりますので、その時は皆様からのご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>確認ですが、事由の事については国の方針が出ているので大きく変わることはないということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね、こちらの方に来ている内容では、事由はもうこれで決まっているところですね。</p> <p>補足ですが、保育の必要性の事由で、今までは、父母が仕事であっても同居をしている親族が家で保育を見られる状態だと保育に欠けると見なされなかったのです。新制度では同居している祖父母の状況で保育が受けられないということではないのですが、ただ実際お家に祖父母がいて、見られる状況があれば、優先度のところで調整をするという話が国の会議の方では出おりますが、規則の部分では出てきておりません。</p> <p>これを市町村でどうするかということも出ていないので、これについても今後出てくる改正の内容によってご相談させていただきたいと思っております。</p>

<p>会 長</p>	<p>先程話し合っていたいただいたことを踏まえ、国の基準等がはっきり出た段階で、また再度お諮りいただけると、但し、今のお話のように、優先利用というのも設けておかないと入れない人もいるので、いろんな状況があるでしょうが、その場合⑨の「その他市が定める事由」の中に、そういった特別な事情のものも入ってくるかもしれないけれども、これについてはまた話し合っていきたいと思いますということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです、ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では皆さん、これでよろしいでしょうか。まだはっきりしない部分があるのですが、先程のお話のように、市としては利用者の立場に立って、時間設定等もされているということですが、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>質問してよろしいでしょうか。 今度、申込の前に必要かどうかの申請をしたいと思いますよね。その申請というのは直接園に来るのですか、それとも担当課の方でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今のままでいうと、認定申請の手続きというのが、保護者の手続き的には増えることになってしまいます。待機児童のあるような大きい自治体であれば、認定申請を受けて、利用調整をして、内定通知を得て、それを持って保育園や認定こども園の方と契約してもらう形になりますが、現在魚沼市は私立・公立の保育園のみですので、全部市が、保育園入園の決定をします。ですので、これを分けてしまうと保護者の手続きが煩雑になると、こちらの事務量も増えてしまいます。国の方では、同時に手続きが可能としていますので、魚沼市としては支給認定の申請と入園の申込書を一つにした形で手続きをしてもらうことを考えています。そうしますと、支給認定の申請自体も園に出る形になります。受取り方法は今までの保育園の入園申込書と同じように受取っていただく形になります。書式の方も新年度の分については変更していかなくてはなりません。支給認定の認定証を交付した後に、内定通知を出して施設に契約に行ってもらうのが国の考えている流れですが、当市は契約先も市であり、支給認定の申請をいただいた段階で、決定も合わせて行い、認定証と保育園の入園の決定の通知を出す、要するに今までと同じように入園の申し込みをいただいて、入園の決定を出すという流れを考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは、本件について他にご質問、ご意見等ありませんか。では、提案どおりということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。</p> <p>では、事務局から基準についての今後の予定をお話しいただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>長時間たくさんのご審議ありがとうございました。</p> <p>前回からの引き続きご検討いただきました三つの基準については、9月議会で、提案させていただき予定でありますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それから、後段の保育の必要性の部分につきましては、新年度の入園の申し込みが迫っておりますので、国の動向を見ながら、また早めにご審議を諮りながら、手続きを進めてまいりたいと思います。今日は区分について、こちらの会議では、ご承認いただけたということでありありがとうございます。</p> <p>また9月の会議の際に、ご意見をお聞きしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、長時間の会議でしたけれども、ご協力いただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>これで、議長の任を解かせていただきます。</p>
<p>高橋課長</p>	<p>皆さん本日も長時間に渡り、ご審議いただきましてありがとうございました。活発なご意見もいただきました、ありがとうございます。冒頭に事務局からも申し上げましたが、この支援事業計画につきましては、精査が完全ではありません。字句や表現等のご意見ございましたら、遠慮なく事務局の方までご連絡いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次回全体会は9月19日（金）午前9時から、堀之内公民館中ホールで開催したいと思いますので、ご予約をよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日はどうも大変ありがとうございました。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">終 了</p>